

雇児保発0722第1号
平成22年7月22日

各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法施行規則第6条の3第2項に規定する
学則の変更申請の取り扱いについて

指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法については、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）において定められているところであるが、これに伴う児童福祉法施行規則第6条の3第2項に規定する学則の変更申請の取り扱いについては、別添を参考に管下都道府県、指定都市、中核市に周知のうえ、学則変更に係る事務を進められるようお願いいたします。

なお、「児童福祉法施行規則第39条の3第2項に規定する学則の変更申請の取り扱いについて」（平成13年9月7日雇児保第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）は廃止します。

別添

(案)

〇〇第 号
平成 年 月 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

〇〇厚生（支）局長

児童福祉法施行規則第6条の3第2項に規定する学則の変更申請の
進達にあたっての留意事項について

指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法については、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）において定められているところであるが、これに伴う児童福祉法施行規則第6条の3第2項に規定する学則の変更申請の進達にあたっては、下記に留意のうえ行われたい。

また、「児童福祉法施行規則第39条の3第2項に規定する学則の変更申請の進達にあたっての留意事項について」（平成 年 月 日〇〇第 号〇〇厚生（支）局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 管下各指定保育士養成施設に対しては、児童福祉法施行規則第6条の3第1項第1号から第4号に掲げる事項を記載した申請書に、別添様式2～5「教科目名称読み替え表」、様式6「学則変更内容調書」及び様式7「教授内容の概要」を添えて申請するよう指導を行われたいこと。

2 学則変更申請書の地方厚生（支）局長への進達にあたっては、各都道府県、指定都市又は中核市において、別添様式1「学則変更申請に対する調査書」を各指定保育士養成施設ごとに作成し、添付されたいこと。

3 当該調査書の作成にあたっては、学則、学則変更申請書、「教科目名称読み替え表」及び「教授内容の概要」の記載内容について、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号）に基づき必要な審査を行われたい。

(様式1)

学則変更申請に対する調査書

都道府県・指定都市・中核市名
部(局)・課名
担当者氏名

1 指定保育士養成施設の概要

指定保育士養成施設名					設置年月日	平成・昭和	年	月	日
学校(施設)の種別	大学	短大	専門学校	各種学校	施設	備考			
開講形態	昼間部(昼夜開講制あり・なし)		夜間部	昼間定時制部					
修業年限	年	入学定員 学生定員	人	専任教員数	人				

(注) 学校(施設)名は指定保育士養成施設の名称を、指定を受けている最小単位まで正確に記載すること。

2 添付書類の確認

書類名	確認事項
申請書	学則変更期日は、明記されているか。() 学則(新旧対照表、新学則、旧学則)は、添付されているか。() 教授会、理事会議事録は、添付されているか。()
学則内容調書 (様式6)	今回、地方厚生局長より承認を受けようとしている学則変更内容、 学則を変更しようとしている理由が明記されているか。()
教科目名称読み替え表 (様式2, 3, 4, 5)	様式2は添付されているか。() 様式3は添付されているか。() 様式4は添付されているか。() 様式5は添付されているか。()
教授内容の概要 (様式7)	新設する教科目及び今回変更する教科目の全てについて 記入されているか。()

(注)

- 1 原則、上記の書類をすべて添付すること。
- 2 修業年限、修業教科目及び単位数並びに履修方法についての変更は、上記の書類の他に、今回学則変更を行う部分について参考となる学生便覧、履修要項等があれば一緒に添付すること。

3 学則変更内容に係る調査結果

調査項目	調査内容	確認事項
学生の定員	児童福祉法施行規則第6条の2の規定に則しているか。 ① 学生の定員は、百人以上であるか。() ② 学生の定員が、百人以下の場合、指定保育士養成施設の経営状態に 支障を生じる恐れはないか。() 今回、定員変更をすることに対する都道府県・指定都市・中核市の考え方について ① 当該都道府県・指定都市・中核市における保育士養成の現状について ② 定員変更をすることによって都道府県・指定都市・中核市に与える影響について ③ 今回の定員変更についての都道府県・指定都市・中核市の考え方	学則
修業年限	昼間部及び昼夜開講制については2年以上、夜間部及び昼間定時制について は3年以上となっているか。()	学則
修業教科目 及び単位数	告示第1条各号に定められた修業教科目及び単位数を有しているか。() ① 告示第1条第1号(必修科目)の規定を満たしているか。() ② 告示第1条第2号(選択必修科目)の規定を満たしているか。() ③ 告示第1条第3号(教養科目)の規定を満たしているか。() 開設されている科目の教授内容は適切か。()	教科目名称読み替え表 教授内容の概要
履修方法	履修方法は適切であるか。() ① 告示第4条第1号(必修科目)の規定を満たしているか。() ② 告示第4条第2号(選択必修科目)の規定を満たしているか。() ③ 告示第4条第3号(教養科目)の規定を満たしているか。()	申請書記載事項中、 学則変更に係る部分

(注)

- 1 今回の学則変更に関する部分について記載すること。
- 2 指定保育士養成施設の指定が学部ごとに行われている場合は、それぞれを個別に取り扱い、調査書を各々作成すること。
- 3 「調査内容」欄中の「告示」は、平成13年厚生労働省告示第198号「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」をいう。
- 4 「確認事項」欄及び「調査内容」欄の()内は、各項目の内容が満たされている場合には「○」、満たされていない場合には「×」をそれぞれ記入すること。

当該養成施設の概要

	旧	新	備 考
入学定員 (学生定員)	人	人	
修業年限	年	年	

(様式6)

学則変更内容調書

学則変更内容 _____ について*

*該当するものを下記①～④から選んでください

①修業教科目、②単位数、③履修方法、④学生の定員

今回、行う学則変更の内容の概要	学則変更を行う理由
	(1) なぜ、学則変更が必要であったのか (2) 学則変更を行うことによってどのようなメリットがあるのか (3) 変更内容が妥当であるのか、具体的に記載してください。

上記変更内容の 妥当性の判断 (地方厚生局で記入)	
---------------------------------	--

(様式7)

教授内容の概要

当該指定保育士養成施設において新設する教科目及び今回変更する教科目	教授内容の概要
()	
()	
()	
()	
()	
()	

- (注) 1 当該指定保育士養成施設において新設する教科目及び従来から開設されていた教科目に替わって新たに差し替えた教科目について、その教授内容の概要を具体的におおむね100字程度にまとめて記入すること。(開設される教科目の名称が告示等による教科目名と同じであっても記入すること。)
- 2 「当該指定保育士養成施設において新設する教科目及び今回変更する教科目」欄の()内には、当該開設教科目に対応する告示等による教科目名を記入すること。
- 3 この場合、当該告示等による教科目名が2科目以上に及ぶ場合には、その教科目名を全て列記すること。(この場合、内容の概要欄においては、当該開設科目が告示等による科目の2科目以上に対応する科目であることが明らかになるよう、その記入の仕方を工夫すること。)

